

令和4年度事業計画(案)

【総論及び重点テーマの事業計画】

1. はじめに

令和3年9月1日、行政のデジタル化を進め、社会全体のデジタル・トランスフォーメーション(DX)を推進していくことを目的とするデジタル庁が発足した。そして、同年11月16日、国民がデジタルを活用した、より良いサービスを享受すること、国や地方の制度やデジタル基盤など、経済社会の仕組みを、デジタル時代に合ったものに作り直すことを目的として、デジタル臨時行政調査会が開催された。規制改革の実施事項としては、オンライン化されていない行政手続きにおいて、令和7年までに、98%をオンライン化し、押印・対面・書面規制の見直しを徹底的に進めていくこととされている。このように、社会のあらゆる分野においてデジタル化が進む中、司法書士業務においても今後デジタル化が急速に進展していくことになる。日本司法書士会連合会では、不動産登記の分野において、司法書士による登記原因証明情報の作成・認証権限に関する検討がなされているが、これまでの不動産登記の真正担保機能を維持しつつ、進化し続けるデジタル技術を積極的に活用し、隔地者間の不動産取引等の様々な需要に対応することが求められる。法制審議会民事訴訟法(IT化)部会においては、弁護士と司法書士には、オンラインによる業務を義務とする方針になっている。今後のIT化やDXの推進による構造改革を、司法書士業界としての好機ととらえ、対応を行なっていく必要がある。本会では、IT機器に不慣れな会員に対するサポートを実施し、全ての会員がIT化に対応することが出来るよう業務及び執務環境のデジタル化に向けた取組みを推進していく。

「司法書士は、この法律に定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」との使命規定が施行され2年弱が経過した。使命規定の新設により、司法書士は、新たな一歩を踏み出すことになったが、国民から負託された使命の意義を自覚し、国民の期待に応えるべく、引き続き、権利擁護事業を推進し、国民に最も身近な法律家であり、地域における最も身近な相談相手としての地位を確立していきたい。新型コロナウイルス感染症蔓延が続き、国民生活に多大な影響を受け続けている中、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻により、エネルギー価格の高騰をはじめ、

今後の国民の生活に多大な影響が出てくることが予想される。国民の生活や経済的な問題に対し、必要に応じ関係機関と協力し相談事業を実施する。

今年度は、司法書士制度 150 周年という司法書士にとって大きな節目の年となる。日本司法書士会連合会では、これを司法書士制度周知の好機と捉え、複数年度に跨る事業を企画している。事業内容としては、全国の司法書士会に相続に特化した相談窓口を開設し、長期相続登記未了土地について相続登記を促す制度の導入、及び、相続登記を義務化する改正法の施行により喚起される相続登記の需要に応えられるよう整備し、相続の専門家は司法書士であることを、広く国民に広報し、会員の業務受託に繋げていくという内容となっている。本会も、連合会と歩調を合わせ、令和 2 年度に設置した「沖縄県司法書士相続相談センター」への会員の登録を推進し、広報及び相談活動の充実を図ることで、法的サービスが行き届くようにする。

本年度は、沖縄本土復帰 50 年の節目の年となることを受け、広く県民に向けた記念事業を行ない、司法書士制度の周知を図るための広報事業を行なう。

2. 重要テーマ

(1) 法律相談の充実

本会では、これまで、法律相談事業を重点事業として継続してきた。本会の定例相談窓口として、なほ司法書士総合相談センター、やんばる司法書士総合相談センター、ちゅうぶ司法書士総合相談センター、司法書士相続相談センターがあるが、昨年度は、「物損交通事故相談センター」を新たに開設し、さらなる法律相談の充実を図った。今年度も引き続き、法律相談事業を積極的に推進し、県民への法的サービスの拡充を図る。

一昨年度に引き続き、所得や雇用等の新型コロナウイルス感染症に起因する問題を抱えた方々を対象に、必要に応じ法律相談会を実施する。

(2) 相続登記、高齢化社会等への対応

相続登記の義務化が令和 6 年 4 月 1 日に施行される。近年、相続に関する相談が増加する中、相続登記義務化により、より相続登記等への関心が高まっていくことが予想される。長期間相続登記未了の土地について、相続人に対して相続登記を促すための作業を継続して実施しているところであるが、相続人調査後に相続人へ通知がなされた後の相続登記は司法書士が担うことになる。令和 2 年、法務局による自筆証書遺言書保管制度の運用が開始された。このように「相続」に関する法律や制度が大きく変わる中、相続に関する専門家として正確な情報を発信し、法的サービスが行き届くように努める。

司法書士はこれまで、相続登記の専門家として相続問題に関与してきたが、高齢化社会が急速に進む中、相続登記のみならず、遺言書作成に関する業務、信託業務、財産管理や遺産承継業務、事業承継業務を司法書士業務として推進していく。

(3) 研修制度の充実

改正司法書士法において、「使命規定」が新設されたことに伴い、国民からの使命の負託に応えるための倫理研修の強化が必要になっている。司法書士の業務に関連する法律や制度の改正も相次いでいる。更に、司法書士業務のデジタル化に対する対応も重要なテーマである。法律事務の専門家である司法書士が、変化する国民の多様な法的ニーズに対応するには、研修受講をとおし、常に最新情報に接し研鑽を継続していく必要がある。当会における令和3年度の、単位制研修における12単位取得者の割合は37.3%と全国平均の72.7%を大きく下回っていることから、研修内容の充実と会員の研修会受講の利便性を整備し、研修取得単位の向上に努める。本会における相続相談センター、物損事故相談センター、那覇市との協定による空家対策の相談員登録に際しては、単位制研修における12単位取得を必要とするが、全ての相談員等の登録について、単位制研修における12単位取得を要件とすることを検討する。

(4) 部会・委員会活動の活性化

司法書士を取り巻く環境が、大きく変わろうとする中、最新情報を収集分析し、会員研修、広報活動、相談会やセミナー等の事業を実施するには、部会・委員会の役割がますます重要になる。昨年度はコロナ禍の影響で、思うような活動が出来なかったが、今年度も引き続き重要テーマとした。部会・委員会としての活動方針、事業計画及び予算案を主体的に策定すること、昨年度に引き続き、研究費予算を計上し、部会・委員会の事業実施に向けた予算を確保することで、部会・委員会としての独立性、専門性を更に高め、継続的な事業を行いやすい環境作りを行っていくとともに、部会・委員会の組織再編についての検討を行なう。

(5) 本土復帰50年記念事業

本年度は、沖縄県の本土復帰50年の年となることから、沖縄県戦後再建70周年記念誌へ、本会の本土復帰時の状況や50年間の活動に関する資料を備えた章を設け、後世の会員へ伝えていく。また、実行委員会又は特別委員会を立ち上げ、広く県民に向けた事業を企画する。事業内容については、講演会や相談会等、県民にとって有益な事業の企画を検討する。併せて司法書士の業務の案内や、これまで本会が行なってきた権利擁護事業を紹介し、司法書士制度の周知を図るための広報を行なう。

【各部会及び委員会の事業計画】

総務部

本年度もコロナ禍の影響は避けられないと思慮するが、新型コロナウイルス

感染症への対応に取り組みながら、会員の執務姿勢及び倫理の向上のための研修等を行い、単位制研修所定単位不足者の減少、苦情・綱紀案件の減少に努めていく。事務局の負担軽減と体制強化を行い、会員への情報提供、各支部や関連団体との協調、相談体制・連携の強化をはかる。そして「法律事務の専門家」として、自由かつ公正な社会の形成に寄与するための社会貢献活動を引き続き積極的に行っていく。

【品位保持・執務姿勢】

1. 苦情・綱紀関係について

以下の方策を実施することにより、苦情・綱紀案件の減少に努める。

- (1) 苦情に関して適切かつ迅速に対応する。
- (2) 業務に関する紛議に関する調停の斡旋
- (3) 研修部の協力を得て、倫理研修を充実させる。
- (4) 日司連年次制研修会不参加・単位制研修単位未達成の会員へ指導を行う。
- (5) 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の利用方法を周知徹底する。
- (6) 会則第 105 条に基づき会員に対する指導および調査を徹底する。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた新たな司法書士執務の調査、研究及び検討を行う。

2. 業務広告調査等

会員の業務広告の適正化のための調査および検討を行う。

【登録調査委員会】

新入会員へ登録調査を行う。

【非司排除委員会】

本人申請の形式を装った非司法書士による登記申請は我々の経営基盤を揺るがし、司法書士の存在意義をも問われる大きな問題であるとの認識のもと、職務分掌に則り、非司法書士の実態の調査および情報の収集、告発・違反行為防止対策の提言を中心に行っていくと同時に、隣接専門職間における業際問題についても配慮しながら、次のような方針で事業を行う。

1. 法務局による非司調査への協力に関する提言

法務局主催の非司調査への協力のみならず調査方法を検証し提言する。また、非司調査結果による法務局の対応について協議する。

2. 非司行為への対応

- (1) 非司行為が疑われるホームページを調査する。
- (2) 市民や会員からの情報提供による非司行為に対し調査する。
- (3) 調査や情報提供に基づいて司法書士法違反と疑われる行為があれば、警告等を行う。

3. 業際問題に関する研修の開催

隣接専門職との各専門職の職域・職務権限についても、理解を深めていく。

【制度研究委員会】

1. 新設、改定した規則、規定、実施要領等が円滑に運用されるよう改善点があれば検討する。
2. 各種事務局手続きの印鑑廃止を検討する。
3. 男女共同参画のため、会の事業方針決定過程及び会務活動への女性司法書士会員の参画拡大のための環境整備を検討する。

【会員の執務の指導・連絡に関する事項】

1. 支部長会の充実
 - (1) 各支部の実情の把握に努め、本会与支部との一層の協調を図る。
 - (2) 司法書士相談における本会与支部との責任の分掌を明確化する。
2. 会員への情報提供
 - (1) 会員への情報伝達の迅速化及び事務処理費用の削減のため、更なるメール会員の増加に努める。
 - (2) 研修資料や業務で活用できる資料、会員必携等を会員専用ホームページに掲載し提供する。
3. 執務等の改善
 - (1) 会員から会に対する意見や要望が言いやすい環境をつくることにより、会の事業執行や会員の執務を改善していく。
 - (2) 倫理性の維持及び向上を図りつつ、社会の期待と信頼に応えるため、「司法書士倫理」の周知徹底を図り、研修部と協力し、倫理の保持を目的とする研修を実施し、会員の執務指導を行う。
 - (3) 公正証書の待機改善について引き続き関連団体と協働していく。

【権利擁護】

1. 法テラスとの連携強化

(1) 司法支援関連事業

成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部と連携し、法テラスが実施する特定援助対象者法律相談援助事業に協力する。

(2) 民事法律扶助制度の活用

法テラスの法律扶助事業の充実のため、さらなる相談登録司法書士の登録増と利用促進を奨励する。

2. 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部への支援

後見業務は、司法書士制度を支える主要業務と位置づけ、要望や意見を踏まえ同支部への協力・支援を行う。

3. 権利擁護委員会の協力を得て、新型コロナウイルス感染拡大に伴う相談会の実施、相談員の養成を行う。

4. 昨年度から引き続き、県内自治体への公営住宅入居の際の保証人要件の廃止要請を行う。

5. その他自由かつ公正な社会の実現に寄与するため職責を自覚し、社会問題に対して適宜会長声明や提言、相談会の実施、研修の実施などに努める。

【福利厚生及び共済関係】

引き続き今後の共済制度について検討する。

【会運営の安定及び効率化】

1. 事務局の執務体制の見直し

事務局の労働時間の短縮、業務の効率化、執務規定等の労働条件、人員配置の適否、人事評価、給与規定、福利厚生等々について一部外部専門家への委託も含め環境が整いつつあるので、今後は、事務局内部の組織体制の強化、人材の育成に比重を置いて検討を行っていく。

2. 新型コロナウイルス感染症への対策を引き続き行う。

3. IT技術の活用

IT技術等を利用することで、本会における理事会等を含めた事務運営についても効率化を図っていく

(1) 会議のペーパーレス化

本会で行われるすべての会議について完全ペーパーレス化を推進する。

(2) 会議開始時間の見直し

本会で行われるすべての会議について会議開始時間の見直しを検討する。

【その他】

1. 政治連盟、成年後見センター・リーガルサポート、青年の会との協議、情報交換を行う。
2. 隣接職能団体及び関係機関団体と協調、連携する。

【権利擁護委員会】

一昨年、司法書士の使命規定が創設され、司法書士は、「法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与する」ことが明確となった。コロナ禍で、国民の生活様式や社会経済のあり方が大きく変容を迫られ、失業者や経済的困窮者の増加、自死や倒産の増加も懸念されている。また、成人年齢の引き下げ、パートナーシップ制度など、多様性を認める社会、価値観の変化も目まぐるしい現代、これまで以上に、当委員会の存在意義が大切になってくるものと思われる。よって会員の協力も得ながら下記事業を行なっていく所存である。

- ① 子どもたちに、自分で考え判断ができる法的思考力を身につけてもらえるように、法教育事業へ取り組む。具体的には、それを伝えるリーフレットやツールを研究し、令和5年度の完成、活用を目指す。
- ② 権利擁護、人権尊重の観点から、子どもの権利、養育費、離婚、LGBT 支援など、今社会から必要とされる司法書士になれるよう研修会を開催する。
- ③ 債務整理だけにとどまらない貧困問題、人権問題に関する研究を行い、社会に対して積極的に発信していく。そのために、賛同する会員、相談対応できる司法書士を増やしていく。
- ④ 沖縄県自殺対策会議へ参加し、積極的に意見交換する。また、会員へのフィードバックを図るため、報告書を提出する。
- ⑤ 日司連の「経済的困窮者に対する法律支援事業」の広報及び審査を行い、助成金の活用実績を増やす。

所轄委員会等

- 【登録調査委員会】
- 【紛議調停委員会】
- 【事故処理委員会】
- 【非司排除委員会】
- 【苦情対応担当】
- 【制度研究委員会】
- 【権利擁護委員会】

経 理 部

経理部は、日々の予算を執行し、各月決算および期末決算ならびに予算編成等の業務を行う。

1. 令和4年度の一般会計および特別会計の予算を執行する。
2. 令和4年度の一般会計および特別会計の決算書類作成を行う。
3. 令和5年度の一般会計および特別会計の予算案作成を行う。
4. 経理部業務改善
経費削減の観点から、会員への情報伝達の迅速化及び事務処理費用の削減のため、更なるメール会員の増加に努める。
5. 財政基盤の強化
 - (1) 会館建設借入金の返済及び修繕積立を着実に履行し、借入金返済の前倒しを検討する。
 - (2) 経理事務処理の効率化を引き続き行い、経費削減を図るため経費全般についての見直しを行う。

企 画 部

1. 事業目的

業務の改善に関する企画及び立案並びに業務関係法規その他業務に関する調査統計及び研究を通して、各会員の業務の質の向上及び改善を図る。

令和4年度は、具体的に次の事業を行う。

2. 事業計画

- (1) 沖縄県司法書士会戦後再建70周年記念事業
沖縄県司法書士会戦後再建70周年記念事業として、記念誌を発刊する。(令和5年3月発刊予定)
- (2) 本土復帰50周年記念事業
本土復帰50年として、各部会と連携し、記念事業を行う。
- (3) 業務推進
国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与するため、不動産登記委員会、商業登記委員会、裁判事務委員会、権利擁護委員会、消

費者委員会、渉外登記特別委員会、民事信託研究委員会、交通事故対策特別委員会、空き家・所有者不明土地対策特別委員会をとおり、研修や情報提供を積極的に行う。

なお、交通事故対策特別委員会については、物損交通事故相談センターが設置されたこと、また、空き家・所有者不明土地対策特別委員会については、沖縄県特有の所有者不明土地問題について、一定の目途がついたため、当該特別委員会については、その存続、引継ぎ方法を含め検討する。

(4) 委員会の活性化

- ① 委員会としての活動方針、事業計画及び予算案の主体的な策定を行う。
- ② 委員会の主体的な活動を促進するため、研究費として予算組を行う。
- ③ 各委員会委員長合同会議を6月、11月、2月に行う。(計三回)
- ④ Web会議の安定的な運用方法の確立

(5) その他

新型コロナウイルス感染症拡大を含め、社会情勢の変化や発生した災害に伴い、当会にて対応を迫られる事業につき、その都度企画・立案を行う。

3. 各委員会の活動計画

令和4年度における各委員会の活動計画は、次の通りとなっている。

(1) 不動産登記委員会

- ア 不動産登記委員会主催で研修会を行う。研修テーマ(案)は①民法改正に伴う登記原因証明情報の事例検討②電子署名を使った完全オンライン申請③A B L、工場財団抵当の申請手順④相続登記関連等を検討している。
- イ 沖縄県司法書士会戦後再建70周年記念誌発刊に向けて資料調査、情報提供を行う。

(2) 商業登記委員会

- ア 商業登記に関する事例等を各会員より募集・検討し、疑義の残る事案等については、桐友会連絡会を利用し、法務局と事前に打ち合わせることで統一的な処理がなされることを目指す。
- イ 登記のみではなく、企業又は各種法人の経営・運営に対し、如何に関わり提案型のアプローチ又はアドバイスをしていくか、又、M&Aにおける司法書士の関わり方を考え、研究及び研修を行う。
- ウ 会社合併・会社分割を利用した事業承継に着目し、事例などを用いた研修会を行う。

(3) 裁判事務委員会

- ア 民裁修習の継続

午前の部は、要件事実・事実認定等を中心とする学習を行う。午後の部は、実際に会員が取り組んだ訴訟を報告してもらい、これを題材にして実務的な学習を行う。新型コロナウイルス感染拡大に関わらず開催できるよう、Web 配信、又は集合と Web 配信を組み合わせたハイブリッド方式での開催を方法を取り入れる。

日時未定 3回開催予定

イ 研修の実施

民裁修習の成果を還元する研修を開催する。

民事訴訟 IT 化について情報を収集し、研修を実施する。

新入会員向けに認定考査対策も含めた裁判実務研修を企画・実施する。

ウ 簡易裁判所代理業務少額事件報酬助成の審査

少額事件報酬助成の申請があった際に審査を行う。研修等の機会に、会員に活用を呼び掛ける。

エ 委員会の開催

新型コロナウイルス感染予防に努めつつ積極的に開催する。各地方裁判所本庁の弁論準備手続で採用されている Microsoft Teams を活用する。

オ 交通事故対策特別委員会との連携

交通事故対策特別委員会と連携して、裁判事務を行う会員の拡大を目指す。

(4) 消費者委員会

司法書士は法律事務の専門家として、国民の権利を擁護する責務を負っている。新型コロナウイルス感染症の影響で社会経済状況が変容し、失業、賃金カット、倒産、貧困、病気等を背景とした生活苦による借入の増加が懸念される。司法書士は、今後も多重債務問題に正面から取り組む社会的責任を負っており、また、成人年齢引き下げによる消費者被害を防止するための活動も積極的に取り組む必要がある。以上を指針として下記の事業を行う。

ア 『多重債務事件処理の手引き』について改定すべき箇所がないか検討する。

イ 多重債務問題や貧困の問題に関する調査・研究を行い、その理解や認識を把握することに務めるとともに、その課題や対策について、県多重債務対策協議会及び県ヤミ金融被害防止対策会議へ参加し、情報提供・意見交換・提言等を行い、会員へのフィードバックを行う。

ウ 消費者事件に対する調査・研究、適格消費者団体を目指す「NPO法人消費者ネットワークおきなわ」の会議への参加・不当条項等の情報提供や意見交換、会員へのフィードバックを行う。

エ 多重債務、ヤミ金、生活保護の相談や業務受任できる会員増加を目指して研修会を企画開催する。

オ 県多重債務協議会、県ヤミ金融被害防止対策会議主催のヤミ金ビラ剥がしへ参加する。

カ 4月1日から成人年齢が引き下げられたことを踏まえ、高校生等を対象にした消費者教育用のリーフレット改訂に向けた調査研究を引き続き行う。

キ 多重債務問題、ヤミ金、生活保護の相談対応及び業務受任できる会員を増やすための方策（ヤミ金対応者への手当、研修や情報提供、呼びかけ等）を検討し活動を行う。

(5) 渉外登記特別委員会

ア 渉外登記相談窓口設置について

相談対応の主な内容としては、①相談に応じること②委員会にて回答すること（記録する）③資料としてホームページに保管することにする。

イ 渉外登記関連の書籍補充

書籍補充の主な内容としては、会員の渉外業務サポートのために必要な書籍を検討することにする。次に書籍を購入し、司法書士会館の図書室に備え置くとする。購入候補の書籍としては、渉外法務書式集「上下巻」（著者 鈴木龍介、吉田聡、稲垣裕行 発行株式会社リーガル）、渉外不動産登記講義（著者 横山亘、出版 株式会社テイハン）、ケースブック渉外相続登記の実務（渉外司法書士協会編 出版 民事法務研究会）、渉外戸籍の理論と実務－基本通達の解説－（著者 新谷雄彦 出版 株式会社テイハン）、国際相続の法務と税務（酒井ひとみ BDO 税理士法人共著 発行所 税務研究会出版局）を予定し、委員会で吟味して随時検討していくことにする。

ウ 研修事業

研修事業の主な内容としては、外部講師（1名から2名）を招聘して研修を行う。

エ 相談事業

外国人に関する相続などの渉外登記の相談会を開催する

(6) 民事信託研究委員会

ア 委員会を積極的に開催し、信託登記手続きに関する事例を中心に各会員より情報を収集し、研究を行う。

イ 信託登記手続きをテーマとした研修会又は勉強会を開催し、具体的な事案を通して各会員へ信託業務のより一層の浸透を図る。

(7) 交通事故対策特別委員会

ア 交通事故対策特別委員会の定期開催

委員会を2か月に1回は開催し、物損交通事故相談センターでの相談状況を勘案した上で、当該相談センターの運営方法について協議・助言する。

イ 研修部及び裁判事務委員会との協同による交通事故研修会の開催

研修部及び裁判事務委員会との協同により、裁判上・裁判外の交通事故研修会を開催する。

(8) 空き家・所有者不明土地対策特別委員会

空き家ならびに所有者不明土地の解消を目的とした一連の法律が整備された

が、未だに施行されていない法律もあり、実際の運用に関して不明な点も多い。しかし、空き家・所有者不明土地の解消に関して肝要な点は財産管理人だと考える。それで、今年度は空き家・所有者不明土地等に関する財産管理人について検討をして、研修会を実施する。

(9) 沖縄県司法書士会 70 周年記念史編集委員会

直近 10 年間の沖縄県司法書士会の活動や、司法書士制度の変革及び法改正等を網羅し、また本土復帰 50 年の節目に併せて、本土復帰を回顧する内容の章を盛り込んだ記念誌を、令和 5 年 3 月に発刊する。

広 報 部

令和 4 年度は、司法書士制度 150 周年を迎える。その点に重きを置きつつ、連合会が 150 周年記念事業として強く推進する相続登記関連事業と協調し、当会でも相続登記が司法書士の専門分野であることを積極的に発信するとともに、事業計画で定めた重要テーマに則って司法書士制度の広報を行う。

例年通り、常設の「司法書士総合相談センター」、「沖縄県司法書士相続相談センター」などの各相談事業の認知向上に努める。

また、会員に対しても、会員が求める情報の把握に努め、会務情報紙、会報等を通じて、会員に必要な情報を発信していく必要がある。

令和 4 年度は、相談事業の拡大化に伴い、各相談事業の違いと内容を的確に県民に広報し、その拡大に見合う相談者の誘致ができるよう広報内容には更なる工夫をしていく。

1. 相談事業の広報について

(1) 「司法書士総合相談センター」の広報について

例年通り、司法書士総合相談センターにおいては、「なは司法書士総合相談センター」、「ちゅうぶ司法書士総合相談センター(沖縄市、うるま市)」、「やんばる司法書士総合相談センター」があるが、沖縄タイムス、琉球新報の県内新聞二紙にて毎月 1 回の新聞広告、当会ホームページの一般向けお知らせを利用して広報を行う。

(2) 「沖縄県司法書士相続相談センター」の広報について

約 2 年後の相続登記義務化の施行に向けて、今後ますます県民の相続についての関心、相続に関連する相談への需要が高まるものと思われる。

現在、「沖縄県司法書士相続相談センター」については、沖縄タイムス、

琉球新報の県内新聞二紙にて毎月1回の新聞広告、当会ホームページ等での広告を行っているが、今後の県民の相続に関しての需要の高まりなど、時世の流れによっては様々な広報活動を検討していく。

(3) 役員変更登記はお済みですか月間(令和4年5月)

令和4年5月の1か月間を「役員変更登記はお済みですか月間」として、会員各事務所に無料相談を実施することに伴い、県内新聞、当会ホームページの一般向けお知らせ、当会公式 Facebook ページを利用して広報を行う。

(4) 消費者月間関連事業(令和4年5月)

令和4年5月の1か月間を「消費者トラブル対応月間」として、会員各事務所に無料相談を実施することに伴い、当会ホームページの一般向けお知らせを利用して広報を行う。

(5) 「法の日」司法書士無料相談会

令和4年10月の指定した週の期間内に、県内複数会場において「法の日無料相談会」を開催する予定であり、市町村の広告媒体、県内新聞、当会ホームページの一般向けお知らせ、当会公式 Facebook ページを利用して広報を行う。

(6) 相続登記はお済みですか月間(令和5年2月)

令和5年2月の1か月間を「相続登記はお済みですか月間」として、会員各事務所に無料相談を実施することに伴い、県内新聞、当会ホームページの一般向けお知らせ、当会公式 Facebook ページを利用して広報を行う。

(7) その他の広報について

その他、相談事業部や他の委員会が新しく企画する相談会、連合会が全国一斉で行う相談会などがあれば、相談事業部と連携し、その事業活動に関連した広報活動を行う。

2. 法務局の共催又は後援事業の広報について

「司法書士の日」記念事業や「相続登記はお済みですか月間」に関連する事業など、那覇地方法務局との共催又は後援する市民公開講座・無料相談会が実施予定であることに伴い、市町村の広告媒体、県内新聞、当会ホームページの一般向けお知らせ、当会公式 Facebook ページを利用して広報を行う。

3. 会報の発行について

令和4年度も引き続き、年度内2回の会報を発行する予定である。会報の内容がマンネリ化しないように、しっかりと会員のニーズにアンテナを張り、これまでの枠にとらわれない新しい企画を検討し、会報の内容充実を目指す。

また、令和4年度も、司法書士業関連業者に対し、会報に対する協賛広告1件あたり1万円を募り、協賛広告収入を得ていく。

4. 当会公式 Facebook ページについて

令和3年度より開設された当会公式 Facebook ページは、当会の相談会、司法書士制度の広報等に利用しており、昨年度1投稿あたり470~740の閲覧者数が1000以上となるよう、フォロワー数を増やす工夫をする。

5. テレビCMの制作について

令和4年度は、司法書士制度150周年を迎える。今後も司法書士制度が発展していけるよう、連合会が150周年記念事業として強く推進する相続に関連したテレビCMを制作、放映し、県民に広く司法書士制度の広報と相続といえは司法書士の専門分野であることを積極的に発信する。

6. 当会のSDGs宣言の策定、広報推進について

2015年9月に国連総会で採択された持続可能な開発目標（SDGs）について、県内全金融機関、大手企業、中小企業等がSDGs宣言を策定するなど、より良い社会を目指すSDGsについて関心が高まっている。

令和4年度、より良い社会を目指し地域貢献すること、当会のイメージを良くすることを目的に、当会においてSDGs宣言の策定、その広報推進を目指す。

7. 有料広告について

令和3年度は、既存の新聞広告、当会ホームページを中心に行ってきた。令和4年度も新聞広告、当会ホームページ等を中心として広報を行っていくが、県民がどのような需要を求めているか柔軟かつきめ細かに内容を検討して発信を行っていく。費用対効果を鑑みながら、ありとあらゆる有料広告の活用を検討し、事業内容によっては那覇地方法務局と連携した広告についても検討していく。

8. その他

(1) 県内離島の広報活動について

宮古、八重山は人口5万人前後を有する地域であり県内と同様の広報活動が必要である。またその他の離島各地における司法書士出張相談業務も、当会の重要な事業の一つで、先島をはじめとする離島各地における広報活動をいっそう強化するための事業を行っていく。

(2) 会長声明について

自由かつ公正な社会となることが実現されることを目指し、司法書士がそれに寄与することが職責であることから派生する役割として、社会問題に対

して適宜会長声明や提言を広報していく。

(3) ホームページの充実

他の部会、委員会と連携しながら、研修資料、会議資料等のダウンロードなど、ホームページを有効活用できる仕組みづくりを検討していく。

(4) 当会のロゴマークの制作について

当会のイメージを印象づけるため、司法書士と沖縄を象徴し、身近なくらしの法律家の安心感を表すロゴマークを制作する。

(5) その他の広告について

昨今の急激なAIやテクノロジーの発展により、様々な革新的なサービスが生まれる時代となっている。当会に必要なものであれば、有償無償を問わず、新しい広報方法について検討していく。

また、新型コロナウイルスなどの感染症に関連する相談会、災害に関連する相談会など、突発的に発生する社会問題に当会が必要な相談会を行う場合は、状況に合わせた広報活動を行う。

研 修 部

平成31年4月1日に改正日司連会員研修規則が施行され、会員は単位制研修について1実施年度に倫理研修2単位を含む12単位以上取得しなければならないとされた(研修単位取得義務。規則第6条第1項・第12条)。今年度も研修内容の充実を図りつつ、併せて研修制度及び研修単位取得の義務化の周知並びに研修履修状況を個別通知するなどの措置を講じていくことにより、所定単位取得者の割合を高めていきたい。引き続き、日司連研修総合ポータル(eラーニング・映像ライブラリ等)のコンテンツを積極的に案内していく。

倫理研修については執務姿勢、懲戒事例及び司法書士としての品位の保持に関する内容をさらに充実させていく。また、当会に設置される各種相談センター相談員がその専門性をより高められるよう内容の充実を図っていきたい。各委員会とも連携し会員の興味を引く研修を行っていく。当会会員研修講師の育成にも努めていきたい。

1. 会員研修(司法書士会員一般研修)

司法書士会員が、法律実務家として必要な専門知識を修得するため、法令・実務・教養その他これに関連する事項について研修を行う。

(1) 単位制研修

集合(同時配信を含む。)、Web配信又は集合とWeb配信双方を組み合わせたハイブリッド方式での研修を積極的に行う。

日司連の講師派遣を積極的に活用する。外部講師を招聘した研修を行う。

ア 倫理に関する研修

苦情対応担当又は綱紀調査委員会とも連携して綱紀事例に関する研修を行う。

グループディスカッションの手法を用いた職業倫理に関する研修を行う。

イ 新法・法改正に関する研修

法改正の動向を注視し、必要に応じて研修を行う。

ウ 不動産登記に関する研修

不動産登記委員会と連携し研修を行う。

エ 商業・法人登記に関する研修

商業登記委員会と連携し研修を行う。

オ 裁判実務に関する研修

裁判事務委員会又は交通事故対策特別委員会と連携し研修を行う。多くの会員が簡裁訴訟代理等関係業務に取り組めるよう民裁修習を定期的に継続して開催する。

カ 財産管理業務に関する研修

空き家・所有者不明土地対策特別委員会と連携し研修を行う。

キ 信託に関する研修

民事信託研究委員会と連携し研修を行う。

ク 渉外登記に関する研修

渉外登記特別委員会と連携し研修を行う。

ケ 消費者問題に関する研修

消費者委員会と連携し研修を行う。

コ 権利擁護に関する研修

権利擁護委員会と連携し研修を行う。

サ その他実務に関する研修

(2) 年次制研修

一定の登録年次の会員を対象に、司法書士倫理を保持することを目的として、司法書士の執務改善・司法書士倫理に関する事項について行う。

2. 日司連・九州ブロック、各支部、その他関連団体による研修会への参加を奨励する。

ア 日司連年次制研修会

イ 日司連業務研修会

ウ 日司連中央研修会

エ 中央新人研修

カ 九州ブロック新人研修会

キ 支部研修会

ク その他

3. 関連団体との共催

当会の関連団体と共催し、各種研修会を開催する。

4. 新入会員研修

新入会員及び入会予定者に対し、業務に関する法的知識・司法書士会員として必要な識見と品位保持に関する事項を修習させるために研修を行う。

(1) 新入会員配属研修

新入会員及び入会予定者のうち希望する者に行う。

(2) 新入会員一般研修

日司連及び九州ブロックの新人研修会と整合性のとれた研修会を開催する。

5. 補助者実務研修

会員の円滑な業務遂行に資するため、業務に必要な知識及び実務その他業務態度に関する事項について行う。

6. 本年度の検討課題

(1) 倫理研修の強化に取り組む。

(2) 研修単位取得達成率の向上に努める。

研修単位取得達成会員に対しては、相談事業部とも連携のうえ、当会が設置する各種相談センターの案件紹介又は裁判所からの財産管理人候補者推薦の依頼に対する優先措置等を講じる。各種相談センター相談員及び財産管理人候補者の推薦名簿等について、研修単位取得義務の観点にて搭載要件の整備を図る。

(3) 研修運営のIT化に伴う、各会員向けサポート体制を充実させる。

(4) Web 配信又は集合と Web 配信双方を組み合わせたハイブリッド方式での研修について改善を図る。Web 配信での研修運営にあたり、各種アプリケーションの機能（例 Zoom ウェビナーオプション・ブレイクアウトルーム等）を積極的に取り入れる。

(5) 各委員会が企画する研修会について運営面でのサポートを充実させる。

(6) 他専門職能を活用した研修会が開催できるよう取り組む。

相談事業部

司法書士法第1条の使命規定には、「登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」と規定されており、当会の行う相談事業は、司法書士がその使命を達成するための重要な事業の一つとなっている。

前年度は、総合相談センター、相続相談センターに加えて、新たに物損交通事故相談センターを設置し、多種多様な相談に対応できる環境を整えた。

本年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響が想定されることから、Web（Zoom を予定）で相談業務が行える環境の整備及び Web 司法書士総合相談センター相談受付・管理システムの導入を検討し、離島等遠隔地の相談の掘り起こしを行う。

また、今年度は、司法書士制度 150 周年及び沖縄県が本土復帰 50 年を迎えることから、連合会、自治体及び各関連団体と連携して、記念事業としての講演会・相談会等の実施を検討する。

1. 相談事業の充実

(1) 司法書士総合相談センター

今年度は、次のとおり、各場所・日時において、定例の無料法律相談会を行う。なお、引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響があることから、相談会の開催場所・日時・方法等は、柔軟に、状況に応じた対応で司法書士総合相談センターを運営する。

ア なは司法書士総合相談センター

当会会館にて、週 2 回、火曜日・木曜日 14 時～16 時まで

イ ちゅうぶ司法書士総合相談センター

沖縄市役所内にて、毎月 1 回、第 2 金曜日 14 時～16 時まで

うるま市役所内にて、毎月 1 回、第 3 水曜日 14 時～16 時まで

ウ やんばる司法書士総合相談センター

名護市にて、毎月 1 回、第 3 水曜日 14 時～16 時まで

エ 離島等の遠隔地

今年度は、電話相談に加えて Zoom 等を利用した Web 相談への対応を検討し、個別に対応する。

(2) 司法書士総合相談センターの充実及び相談員の養成

司法書士総合相談センターの充実と更なる相談員の養成、拡充に取り組むと共に、相談員の能力向上を図るため、連合会が定める研修単位の取得を相談員名簿登載の条件とすること等について検討する。また、新入会員に対しては、相談技法向上のため、同席研修・相談会への参加を奨励する。

(3) Web 司法書士総合相談センター相談受付・管理システムの導入

令和 3 年 10 月から全国で運用が開始された、Web による司法書士総合相談センターの相談受付・管理システムを、当会でも導入することを検討し、導入時期が決まり次第、同システム運用開始に向けた会員向けの研修を実施する。

(4) 司法書士相続相談センター

今年度は、定例の相続に関する相談会を、次のとおり実施する。

ア 沖縄県司法書士相続相談センター

当会会館にて、週 1 回、水曜日 14 時～16 時まで

イ 相続相談センター名簿登載者事務所

初回相談無料で、名簿登載者事務所へ配転する。

(5) 司法書士物損交通事故相談センター

今年度から、司法書士物損交通事故相談センターにおいて、相談会を実施する。具体的な実施時期・場所・方法等については、今年度中に決定する。

(6) 役員変更登記はお済みですか月間、消費者トラブル対応月間の無料相談会

5月1日から5月末日までの1か月間、当会所属会員の各事務所において役員変更登記及び消費者トラブルに関する無料相談会を実施する。

(7) 離島(司法過疎地域)及び養育費に関する相談会の実施

今年度は、離島相談会(司法過疎地域)や養育費相談会等を予定しており、沖縄県司法書士青年の会と連携・協力して各相談会を実施する。

(8) 紹介依頼

当会への紹介依頼に対し、最寄りの会員等を紹介する。

(9) 行政評価事務所主催の相談会

行政評価事務所主催の「暮らしの総合行政相談会」(那覇中央郵便局、那覇市ともかぜ振興会館)に毎月1回、また、同事務所主催の特設「一日合同行政相談会」に、それぞれ当会所属会員を相談員として派遣する。

(10) 市町村及び社会福祉協議会への派遣、紹介

市町村や社会福祉協議会等の公的機関が継続的に開催する相談会に当会所属会員を相談員として派遣、または、紹介する。

(11) 行政機関への協力

沖縄県等が開催する自殺対策事業及び消費者庁が実施する消費者月間に協力し、必要があれば、当会所属会員を相談員として派遣する。

(12) 連合会から要請のある相談会

ア 8月「全国一斉「遺言・相続」に関する講演会・相談会」

イ 9月「高齢者・障がい者のための成年後見相談会」

ウ 10月「法の日週間における司法書士法律相談会」

エ 12月「全国一斉多重債務相談会(仮)」

オ 2月「相続登記はお済みですか月間における相続登記講演会・相談会」

カ 司法過疎地域における相談会

キ 司法書士制度150周年記念事業として、九州ブロック全体で行う九州司法過疎地縦断相談会

ク その他、連合会から要請のある相談会

(13) 空き家、所有者不明土地問題への対応

行政機関等から「空き家、所有者不明土地問題」に関する講演会、または、相談会等の依頼があった場合は、当会所属会員を相談員として派遣する。

(14) 新型コロナウイルス感染症に起因した問題及び自然災害等への対応

今年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症に起因する生活・経済的な問題が多く寄せられることが予想されるため、連合会、関連団体及び関係機関と協力し、情報収集に努め、必要があれば相談会を実施する。

その他、台風等による自然災害が発生した場合において、必要があるときは、相談会を実施する。

(15) ADR 調停センター

全国の ADR 調停センターの動向を確認の上、組織面・運用面から沖縄における認証の必要性の有無について検討する。

(16) 本土復帰 50 年記念事業

今年度は、沖縄県が本土復帰 50 年を迎えることから、記念事業として、市民向けの講演会や相談会の実施を検討する。

(17) その他

その他、市民への法的サービスの拡充に繋がる相談会を実施する。

2. 法務局との共催、後援及び要請を受けて行う事業

(1) 全国一斉「相続・遺言」に関する講演会・相談会

司法書士制度 150 周年記念事業として、8 月 7 日に全国一斉「相続・遺言」に関する講演会・相談会を実施する。

(2) 相続登記はお済みですか月間講演会・相談会

2 月の相続登記はお済みですか月間に合わせて、当会所属会員の各事務所において、無料の相続に関する相談を行い、また、会場を使用した講演会・相談会を実施する。

(3) 全国一斉！法務局休日相談所

法務局から要請があったときは、「全国一斉！法務局休日相談会」へ、当会所属会員を相談員として派遣する。

3. 成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部との共催事業

成年後見制度の利用促進活動

一般の市民の方々に成年後見制度をより良く知ってもらうために、成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部と共催にて成年後見制度に関する講演会・相談会等を実施する。

4. 行政、関連団体及び関係機関との連携強化

(1) 沖縄士業ネットワーク協議会

沖縄士業ネットワーク協議会が主催する「よろず相談会」へ当会所属会員を相談員として派遣する。

(2) 各自治体との災害時協定

那覇市、豊見城市及び糸満市と沖縄士業ネットワーク協議会が締結した「大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定」に基づき、各自治体から要請があったときは、当会所属会員を相談員として派遣する。

(3) 那覇市との空き家等の対策の推進に関する協定

那覇市と当会で締結した「那覇市における空き家等の対策の推進に関する協定」に基づき、那覇市から要請があったときは、名簿に登載された当会所

属会員を相談員として派遣する。

(4) 三士会

那覇家庭裁判所主催の「成年後見制度利用促進基本計画に関する協議会（三士会）」に当会担当者を派遣する。

(5) 法テラス

市民への法的サービスを充実させるため、法テラスの行う法律扶助事業に協力し、さらなる相談登録司法書士の登録増加及び当該事業の利用の促進を奨励する。

(6) 社会貢献活動及び権利擁護事業

経済的困窮者、権利擁護等に関する法律支援について、行政、関連団体及び関係機関の要請があれば、それに協力し、必要があれば相談会を実施する。

